

# 意見書

西企営第72号

平成22年8月20日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号

540-8511

住所

おおさか府おおさかしちゅうおうくばんばちよう ばん ごと  
大阪府大阪府中央区馬場町3番15号

名称及び

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ  
西日本電信電話株式会社

代表者の氏名

代表取締役社長 おおたけ しんいち  
大竹 伸一

連絡先

TEL

FAX

「電気通信事業分野における競争状況の評価2009（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

領域	頁	意見
評価概要	3	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>NTTグループのシェアは、050-IP電話、移動体通信、ADSL、ISPを除きいずれも5割を超えており、特にFTTHのシェア急増が顕著となっている。また、市場集中度が高い多くの市場において、NTTグループのシェアが高い傾向にある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTHにおけるNTT西日本のシェアは、32.2%から32.1%と低下している状況であり、NTT東西のシェアを見ても、74.1%から74.4%と、対前年+0.3ポイントの増加に過ぎず、また、P2の図表1においても、表中の矢印で「→」と横ばい傾向の評価となっていることから、「FTTHのシェア急増が顕著」という評価は適切でないと考えます。</li> </ul>
評価概要	11~12	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>1) 市場画定の見直し</p> <p>競争評価を実施するに当たっては、評価の対象とする市場の画定作業が大きなポイントとなるところであり、現在は03年度から06年度にかけて画定された市場について評価を行っている。</p> <p>しかしながら、前回の市場画定から相当の期間が経過しており、技術革新や新たなサービスの出現等により、画定された市場が、評価すべき市場の実態との乖離が生じつつあることも否定できない。例えば、モバイル市場におけるMVNO、ブロードバンド市場におけるBWA等のワイヤレスブロードバンドについては、いずれも急速に契約数を拡大しつつあるところである。他方、現在、法人向けサービスの部分市場として画定しているものの中には、利用者の減少により市場そのものが縮小しつつあるものも含まれている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、広く関係者の意見を踏まえながら、あらためて市場画定について適切な見直しを実施することが必要であると考えられる。</p>

		<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場画定の適切な見直しを実施するとの取組みに賛同いたします。</li> <li>・サービス市場の画定については、利用者からみて代替的なサービス（ADSL、CATV、FTTH、ワイヤレスブロードバンド等）については、市場を細分化せず、全体を大括りにとらえたうえで評価することが必要と考えます。例えば、ブロードバンドを利用したいとするユーザは、メタルや光、あるいは有線や無線といった伝送媒体にとらわれずその効用を求めているのが実態であり、今後とも事業者の視点でなく、利用者の視点から実態に即した市場画定を行うことが必要であると考えます。</li> <li>・ブロードバンド市場においては、都道府県ごとに極めて特色のある競争環境を呈しており、シェアにも大きなバラツキがあります。地理的市場の画定にあたっては、こうした特性を踏まえ、ブロードバンド市場の競争状況を正確に把握するために、都道府県毎の市場について詳細な分析を行うことが不可欠であると考えます。</li> </ul>
<p>評価概要</p>	<p>12</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>2) 事業者の総合的な事業能力</p> <p>「基本方針」（09年12月公表）において、競争評価の分析に用いる判断要素としては、市場シェア、市場集中度などのほか、技術力や資本関係等といった事業者の総合的な事業能力を掲げ、これらの要素の選択的な組合せにより評価を行うこととしている。</p> <p>これまでも、例えば、資本関係等を通じた総合的な事業能力を検証する観点から、HHIの算出に当たっては適宜複数社のシェアを合計してきたところであるが、引き続き今後もグループドミナンスについては注視するとともに、その評価のあり方についても検討していくことが必要であると考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ内の連携を通じ、上位レイヤーあるいは端末レイヤーにおける市場支配力を通信レイヤーにおいて行使することも想定されることから、「資本関係等を通じた総合的な事業能力の検証」にあたっては、シェアの合計などネットワークレイヤーに閉じた分析にとどまらず、上下レイヤーの支配力をネットワークレイヤーに行使することについての分析が必要であると考えます。</li> </ul>

評価概要	12	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3) 事業者間取引の分析</p> <p>我が国の競争評価では、「競争評価2006」、「競争評価2007」における戦略的評価のテーマとして事業者間取引を分析した事例はあるものの、一次的な分析・評価対象は最終利用者向けサービスとしているところである。</p> <p>他方、EUにおいては、07年12月の「関連市場勧告」の見直しにおいて、卸売市場の競争が十分である場合に小売市場の規制は重要性が低いとの判断から、競争評価の対象とする小売市場の範囲を大幅に縮小するなど、卸売市場を重視する方針をとっている。</p> <p>我が国においても、国際的に整合性の評価を行う観点から、諸外国の動向について注視しつつ、市場環境の変化に応じ、事業者間取引に関する分析の拡充について検討を行うことが必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第一種指定電気通信設備に係る接続料に関しては、度重なる議論を尽くして算定方法が定められており、指定事業者の恣意性等が介在する余地はないため、あらためてその取引に係る分析を行う必要はないと考えます。</li><li>・ むしろ、EUの例にならって事業者間取引の分析を拡充するのであれば、昨年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」答申（H21.10.16）において指摘されたように、指定事業者の接続料設定権は制約される一方で、非指定事業者の接続料設定権には制約がないため、非指定事業者が接続料設定権を濫用した場合は、相対交渉を通じた市場原理による調整が期待しがたいという背景から、一部事業者間取引のバランスが損なわれる事態が現に生じていることを踏まえ、一定以上の利用者を抱える非指定事業者の接続料水準や、当該事業者と指定事業者を含む他の接続事業者との取引状況について、詳細な検証を行うべきであると考えます。</li></ul> <p>具体的には、以下の観点に着目した分析が有用だと考えますので、ご検討の程お願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 指定事業者と非指定事業者間の接続料水準の格差の有無及びその度合い</li><li>② ①において格差が大きい（高止まりしている）接続料に関する総取引額及び高止まりの影響額 （特に、自社やグループ内の通話料を無料としている事業者に関しては、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料によって補填している可能性がないか等、小売市場での公正競争確保という観点から検証が必要）</li></ol>
------	----	--

評価概要	12	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>4) 新たな技術やサービス等の動向</p> <p>需要・技術革新の動向も、競争評価における分析の重要な判断要素である。10年6月、「SIMロック解除に関するガイドライン」が公表され、11年度以降新たに発売される端末のうち、対応可能なものからSIMロック解除を実施することとされており、今後、移動体通信市場においてどのような影響を与えるかについて注視していくことが必要である。</p> <p>その他、バンドルなどサービス間の連携・融合に向けた動きが加速し、また、コンテンツ・アプリケーションや端末など通信サービスの上下のレイヤーとの一体性が高いビジネスモデルなどが登場し始めている。また、今後商用サービスの開始が予定されているLTEやBWA等のワイヤレスブロードバンドの普及などが、競争状況に大きく影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>今後、市場支配力の存在や行使の可能性について分析を行う際には、上下レイヤーの市場環境、技術革新の動向、利用者の需要等を適宜考慮して総合的な判断を行うこととする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市場支配力の存在や行使の可能性について分析を行う際には、上下レイヤーの市場環境、技術革新の動向、利用者の需要等を適宜考慮して総合的な判断を行うこととするとの取組みに賛同いたします。</li><li>・SaaS型サービス、クラウドコンピューティングの進展、スマートフォン等端末の高機能化、普及進展により、近年、事業者による垂直統合的なサービス・ビジネスが展開されています。こうした市場の状況を踏まえ、従来のネットワークレイヤーにおける市場支配力の及ぼす影響にとどまらず、コンテンツ・アプリケーション・端末などの上下位レイヤーにおける市場支配力が、他レイヤーに及ぼす影響について注視していくことが必要であると考えます。</li></ul>
------	----	---

固定電話	21～24	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>2) 中継電話市場（部分市場） （前略）</p> <p>10年3月末時点でのNTTグループのシェアは、市内が75.3%、県内市外が73.5%、県外が72.5%、国際が66.4%となっており、国内通話では7割超、国際通話では6割超をNTTグループが占めている。また、HHIの推移を見ると、各区分とも減少傾向にある。</p> <p>（略）</p> <p>市内通話、県内市外通話、県外通話に係る通信量におけるNTTグループ（NTT東西及びNTTコミュニケーションズ）のシェアの推移を通信回数と通信時間の別に見ると、09年3月末時点で市内通話が77.7%（通信回数）と79.7%（通信時間）、県内市外通話が61.6%（通信回数）と65.5%（通信時間）、県外通話が50.8%（通信回数）と51.7%（通信時間）となっている。</p> <p>（略）</p> <p>契約数におけるシェアと比較して、県内市外通話と県外通話に関しては、NTTグループのシェアが低くなっている。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東西とNTTコミュニケーションズ殿の間にNTT持株会社を介した資本関係があることは事実ですが、当社とNTTコミュニケーションズ殿はそれぞれ独立した企業として、自らの経営判断のもとで事業展開しており、競争評価上「NTTグループ」として一括りにすることは妥当性を欠くものと考えます。</li> <li>・中継電話の市内、県内市外における契約数及び通信料シェアについては、NTTグループ3社を合計するべきではなく、少なくともNTTコミュニケーションズ殿を分離して算定し分析を行うべきであり、本文中、及び図表（図表I-28、29、30）などにおいて、NTTグループとしてのシェアにて記載の箇所については、個社毎に分計して記載するべきと考えます。</li> <li>・また、一部の図表（図表I-28、29、30）で「NCC」として一括りに表示されている部分については、各事業者の内訳を記載した上で、分析にも反映するべきと考えます。</li> </ul>
------	-------	--

固定電話	34	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>① 市場支配力の存在</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。現存の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールが存在なしには、シェア1位のNTT東西が単独で価格及びその他の条件を左右し得る地位にある蓋然性が高い。</p> <p>a) 量的基準</p> <p>固定電話市場におけるNTT東西の市場シェアは、近年減少傾向にあるものの、10年3月末時点で82.7%と、依然として他の競争事業者のシェアとの差は大きく、市場では引き続き大きな存在となっている。</p> <p>b) その他の主な判断要素</p> <p>NTT東西は、契約数において大きな市場シェアを占めているだけでなく、設備面でも引き続きシェアが大きく、10年3月末時点で、メタルと光ファイバ等を合わせた加入者回線数シェアは87.9%、光ファイバのみを見ても77.3%となっている。</p> <p>このため、競争事業者がサービスを提供する際に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に関する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・NTT東西の加入電話については、その沿革、歴史を反映して、固定電話市場（加入部分）におけるシェアが高いことは事実ですが、現に競争事業者の事業戦略や営業活動の結果、ドライカップを利用した直収電話の進展等により、NTT東西の固定電話（加入部分）のシェアは「10年3月末に82.7%」と低下を続けています。</p> <p>また、固定電話（加入部分）においては、不可欠設備を保有していることによる弊害を除去し、小売市場での公正な競争環境を整備するために、第一種指定電気通信設備制度に基づく設備開放義務など各種の規制が適用されていることから、NTT東西が固定電話市場（加入部分）において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっています。</p> <p>以上のことから、そもそもNTT東西が「市場支配力を行使しうる地位にある」という評価自体が成り立たないと考えます。</p>
------	----	---

固定電話

34～35

【総務省案】

② 市場支配力の行使

以下の判断要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場の環境下においては、NTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。

(略)

ただし、モニターアンケート調査結果を考慮すれば、他領域のサービスとのセット提供と固定電話サービスの選択が関連している可能性がある。例えば、FTTH市場でのNTT東西のシェア増大（10年3月末時点で74.4%）に対してOABJ-IP電話とのセット提供が寄与している可能性があると考えられる。

【意見】

- ・NTT東西の固定電話市場（加入部分）におけるシェアは、「10年3月末に82.7%」と低下を続けており、当該市場においてすら行使し得ない市場支配力をもって、FTTH市場等に影響を及ぼすことはあり得ません。
- ・FTTH市場においては、当社のみでなく大半の事業者がOABJ-IP電話を提供しており、また、NTT西日本のシェアは低下（09年3月：32.2%→10年3月：32.1%）しており、地域別で見ても、東海、四国の各エリアで当社のシェアは低下していることから、当社のセット提供がシェア増大に寄与している、とは言えない状況となっています。

【地域別シェア：FTTH】

	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
07年12月	79.3%	97.0%	56.1%	72.9%	74.1%	69.5%	90.9%
08年12月	77%	96%	56%	76%	73%	69%	91%
10年3月	62.6%	96.0%	58.0%	78.7%	70.7%	72.8%	93.2%



固定電話	35～36	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>① 市場支配力の存在</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTTグループが単独又は複数の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>a) 量的基準</p> <p>中継電話市場におけるシェア1位のNTTグループのシェアは10年3月末時点で市内が75.3%、県内市外が73.5%、県外が72.5%、国際が66.4%となっており、競争事業者のシェアとの差は大きく、またシェアは安定的に推移している。</p> <p>b) その他の主な判断要素</p> <p>NTT東西加入電話に係る中継電話部分のマイラインやマイラインプラスは、利用者が提供事業者を変更する際には電話番号毎に「マイライン登録料（税込840円）」を支払う必要があり、諸手続を含めると一定のスイッチングコストが生じる。</p> <p>また、NTTコミュニケーションズは直取電話に参入するのではなく、プラチナラインの提供によるNTT東西加入電話に係る中継電話部分の低廉な通話料で競争を行っている。NTT東西とNTTコミュニケーションズは持株会社を通じて資本関係を有していることから、両者の間に一定の結び付きが存在する可能性があり、協調の要因となることが考えられる。一方で、NTTグループ、KDDI、ソフトバンクテレコムの間での協調関係を考慮する必然性は低い。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中継電話の分析において、契約数に加え通信量に関する分析を行っているにもかかわらず、競争状況の評価を行う際には、通信量に関する分析について言及が無く、前段での分析が活かされておりません。市場支配力の存在の判断要素となる「量的基準（シェア）」を総括するにあたっては、通信量に関する分析にも十分な配慮が必要と考えます。</li> <li>・ また、NTT東西とNTTコミュニケーションズ殿の間にNTT持株会社を介した資本関係があることは事実ですが、当社とNTTコミュニケーションズ殿はそれぞれ独立した企業として、自らの経営判断のもとで</li> </ul>
------	-------	---

		<p>事業展開しており、競争評価上、「NTTグループ」として一括りにすることは妥当性を欠くものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更に、マイライン登録料は全ての事業者変更において必要なものであり、NTT東西及びNTTコミュニケーションズ殿から他社に変更する場合にのみ発生するスイッチングコストではありません。</li> </ul>
固定電話	38	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>(4) 今後の注視事項 (前略)</p> <p>NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制等、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が講じられているが、NTT西日本は、10年2月、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたこと等を踏まえれば、固定電話市場における市場支配力のブロードバンド市場等隣接市場へのレバレッジの有無については、今後も注視していく必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東西の固定電話市場（加入部分）におけるシェアは、「10年3月末に82.7%」と低下を続けており、当該市場においてすら行使し得ない市場支配力をもって、ブロードバンド市場等に影響を及ぼすことはあり得ません。</li> <li>・この度の業務改善命令を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図り、信頼回復に努めて参ります。</li> </ul>

<p>インター ネット接 続</p>	<p>15</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>① 単独での市場支配力</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。現在の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールが存在なしには、契約数シェア1位のNTT東西が単独で価格及びその他の条件を左右し得る地位にある蓋然性が高い。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンド市場については、ADSL事業者をはじめとするNTT東西の加入者回線を借りてサービス提供する事業者及びCATV事業者や電力系事業者など自前で設備を設置してサービス提供する事業者など、多種多様な事業者が市場に参入し、活発な競争が繰り広げられており、NTT東西は市場支配力を行使しうる地位にありません。</li> <li>・ブロードバンド市場には多様な事業者が参入していますが、どのようなサービス及びエリア展開で、どこまで積極的に事業展開するかは各社の経営判断であり、各社がユーザに魅力あるサービスを提供していくことにより、市場開拓・営業活動の結果としての市場シェアは常に変動するものだと考えます。</li> <li>・また、エリアによって競争事業者の参入状況が異なっているため、競争事業者のそうした努力が当社を上回った結果、シェアが低下するケースもあれば、逆に競争事業者の取組が消極的であったためにシェアが上昇するケースもあります。</li> <li>・このように、シェアの変動はユーザニーズの変化や事業者の事業戦略等の様々な要因により生ずるものであり、ブロードバンド市場トータルでの競争は有効に機能していると認識しています。</li> <li>・現に、西日本エリアにおいては、近畿エリアなどにおいて、電力系事業者が活発な事業展開を行っており、また、CATV事業者についても、地域毎に非常に積極的な事業展開を行っています。その結果、FTTH及びCATV市場を合わせて見ると、滋賀県、奈良県、徳島県における他社FTTHシェア、及び三重県、富山県におけるCATVシェアは当社シェアを上回っており、30府県中12府県で当社シェアが50%を下回る、活発な競争が展開されているところであります。<b>【別添】</b></li> <li>・このように、ブロードバンド市場は、都道府県毎に極めて特色のある競争環境を呈していることから、NTT東</li> </ul>
----------------------------	-----------	--

		<p>西を合わせたシェア（52.2%）を判断要素のひとつとして、市場支配力の有無を評価することは、市場環境・競争環境の正確な把握に基づくものではなく、適切ではありません。ブロードバンド市場の競争状況を正確に把握するためには、都道府県毎の分析が不可欠であると考えます。</p>
インターネット接続	17～18	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>（４）今後の注視事項</p> <p>N T T 東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が講じられているが、N T T 西日本は、10年2月、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたという事例も発生しており、現行の競争ルールの遵守の状況に関しては、更なる注視が必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この度の業務改善命令を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図り、信頼回復に努めて参ります。</li> </ul>
インターネット接続	19～20	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>参考Ⅲ－1 地域ブロック別の主要指標（ブロードバンド市場・10年3月末時点）</p> <p>（グラフ引用略）</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・F T T Hを含むブロードバンド市場については、線路敷設基盤のオープン化により、参入機会の均等性は確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、自由に事業展開できる環境にあり、現に当社と電力系事業者、C A T V事業者等との間で健全な設備ベースの競争が展開されており、また、各エリアの事業者の事業</li> </ul>

		<p>戦略に応じ、その競争状況は都道府県ごとに特色に富んだものとなっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・したがって、当社は従来より、FTTHを含むブロードバンド市場の分析、評価にあたっては、ブロック別、都道府県別に実施することが必要であると主張して参りましたが、今年度においては、昨年度まで提示されていた電力事業者殿のシェアが明記されていません。このように、必要なデータすら提示されないことは競争評価の正確性を損ねるものであると考えます。</li> <li>・また、各データについては、実施細目に基づき収集されるものであり、特に契約数等、報告規則において提出が義務付けられている情報の取扱いについては、弊社の情報を含め同等に取扱われるべきものと考えます。</li> </ul>
<p>インター ネット接 続</p>	<p>27～28</p>	<p>【総務省案】</p> <p>2) シェア</p> <p>ソフトバンクBBが全国において引き続きシェア1位となっているが、ADSLからFTTHへのマイグレーションやBWA等のワイヤレスブロードバンドサービス等の普及次第では、ADSL市場における競争の構造に大きな変動が生じる可能性がある。</p> <p>(2) 市場支配力</p> <p>1) 市場支配力の存在</p> <p>① 単独での市場支配力</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、ソフトバンクBBは市場支配力を単独で行使し得る地位にはないが、NTT東西については市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>(略)</p> <p>b) その他の主な判断要素</p> <p>加入者回線のうち、ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西のシェアは99.9%（10年3月末時点）を占める。</p> <p>競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。</p> <p>NTT東西が保有するメタル回線に係わるネットワークにおける加入アクセス部分は独占的であり、一定の競</p>

争ルールが存在がなければ、契約数シェア1位のソフトバンクBBであっても継続的なサービスの提供が困難となる可能性がある。

【意見】

- ・NTT東西は、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、当社設備の利用に係る接続ルールに則り徹底したオープン化を行っていることから、ADSL市場において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっております。

ついては、「競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。」との評価は不適切であると考えます。

- ・むしろ、シェア1位であるソフトバンクBB殿に関しては、以下の観点から、市場支配力の有無について分析・評価を更に深める必要があると考えます。
  - －ソフトバンクBB殿には上記の各種規制が課されておらず、ADSL市場において市場支配力を行使する可能性があること
  - －バンドル料金などにより移動体通信市場等の隣接市場へ影響を及ぼす可能性があること
  - －更に、ソフトバンクグループの主要企業として上位レイヤーで事業展開するヤフー殿は、ポータルサイトや検索サービス等で極めて有力な地位を占めており、また、グーグル殿との提携を通じその地位をさらに強化する可能性も高いことから、上位レイヤーからもたらされる影響力をADSL市場等の下位レイヤーに及ぼし、双方のレイヤーでの地位を更に強化する可能性があること。
  - －現実に、06年3月以来、ソフトバンクBB殿のシェアが一貫して上昇してきていること

<p>インター ネット接 続</p>	<p>50～51</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>1) 市場支配力の存在</p> <p>① 単独での市場支配力</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>a) 量的基準</p> <p>F T T H市場全体におけるNTT東西の契約数シェアが10年3月末時点で74.4%、集合住宅市場における契約数シェアが70.1%、戸建て+ビジネス向け市場における契約数シェアが77.5%であり、かつ、全体市場および集合住宅市場では上昇傾向が続いている。他方、電力系事業者のシェアは減少傾向にあり、NTT東西とのシェア格差は拡大している。</p> <p>b) その他の主な判断要素</p> <p>加入者回線のうち、F T T Hに用いられる光ファイバに占めるNTT東西のシェアは77.3%（10年3月末）を占めている。</p> <p>競争事業者によるF T T Hのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考えられる。</p> <p>また、地理的市場別で見ると、関東ブロック、近畿ブロック、四国ブロック及び九州ブロックのようにNTT東西と電力系事業者との競争が見られる地域もある一方で、東北ブロック及び北陸ブロックのように電力系事業者がF T T Hに参入しておらず、結果NTT東西が契約数シェアにおいて9割前後を占めている地域も存在している。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ F T T Hを含むブロードバンド市場については、線路敷設基盤のオープン化により、参入機会の均等性は確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、自由に事業展開できる環境にあり、現に当社と電力系事業者、CATV事業者等との間で健全な設備ベースの競争が展開されております。</li> <li>・ 評価案においては、ブロードバンド市場の部分市場たるF T T H市場に閉じてシェアの多寡を分析し、「NTT東</li> </ul>
----------------------------	--------------	---

		<p>西のシェアは上昇傾向が続いており、競争事業者とのシェアの格差は拡大」といった考察を行い、F T T H市場において「N T T東西は市場支配力を行使しうる地位にある」と評価していますが、N T T西日本のシェアは低下（09年3月：32.2%→10年3月：32.1%）しており、地域別に見れば競争は十分に進展しております。</p> <p>また、ブロードバンドサービス市場全体におけるN T T東西のF T T Hシェアは4割強に過ぎず（41.5%）、そもそも市場支配力を行使し得る地位にありません。</p>
<p>インター ネット接 続</p>	<p>52</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>しかしながら、N T T東西は、N T T加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性もあり、O A B J - I P電話とのセット提供やN T T加入電話の顧客情報を用いた営業など、N T T東西による固定電話市場からF T T H市場へのレバレッジ等によって、F T T H市場で市場支配力を行使することへの懸念がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、F T T Hに関する営業活動において、他事業者が利用できない加入電話の顧客情報を用いないことについて、支店及び県域等子会社等の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じております。</li> </ul>



インター  
ネット接  
続

53

【総務省案】

また、FTTHサービスは、OABJ-IP電話とのセット提供が行われているなど、固定電話市場と密接に関連する形で、普及が進んでいる面があるため、固定電話市場における市場支配力を梃子としたNTT東西によるFTTH市場における影響力の拡大等についても引き続き注視すべきである。

【意見】

- ・FTTH市場においては、当社のみでなく大半の事業者がOABJ-IP電話を提供しており、また、NTT西日本のシェアは低下（09年3月：32.2%→10年3月：32.1%）しており、地域別で見ても、東海、四国の各エリアで当社のシェアは低下していることから、当社のセット提供がシェア増大に寄与している、とは言えない状況となっています。

【地域別シェア：FTTH】

	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
07年12月	79.3%	97.0%	56.1%	72.9%	74.1%	69.5%	90.9%
08年12月	77%	96%	56%	76%	73%	69%	91%
10年3月	62.6%	96.0%	58.0%	78.7%	70.7%	72.8%	93.2%

<p>インター ネット接 続</p>	<p>53</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>さらに、10年2月、NTT西が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたところであり、現行の競争ルールの遵守の状況に関しては、更なる注視が必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この度の業務改善命令を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図り、信頼回復に努めて参ります。</li> </ul>
<p>インター ネット接 続</p>	<p>54</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>参考Ⅲ-2 地域ブロック別の主要指標（FTTH市場・10年3月末時点）</p> <p>（グラフ引用略）</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTHを含むブロードバンド市場については、線路敷設基盤のオープン化により、参入機会の均等性は確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、自由に事業展開できる環境にあり、現に当社と電力系事業者、CATV事業者等との間で健全な設備ベースの競争が展開されており、また、各エリアの事業者の事業戦略に応じ、その競争状況は都道府県ごとに特色に富んだものとなっております。</li> <li>・したがって、当社は従来より、FTTHを含むブロードバンド市場の分析、評価にあたっては、ブロック別、都道府県別を実施することが必要であると主張して参りましたが、今年度においては、昨年度まで提示されていた電力事業者殿等のシェアが明記されていません。このように、必要なデータすら提示されないことは競争評価の正確性を損ねるものと考えます。</li> <li>・また、各データについては、実施細目に基づき収集されるものであり、特に契約数等、報告規則において提出が</li> </ul>

		義務付けられている情報の取扱いについては、弊社の情報を含め同等に取扱われるべきものと考えます。
インターネット接続	54	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>10年6月、J:COM、住友商事、KDDIによる業務提携の検討に関する覚書が締結され、その中でJ:COMとKDDIの子会社であるJCNとの資本関係の構築を含め両社におけるケーブルテレビ事業に関するシナジーの実現に向けて検討することとされており、これらの動きによるケーブルインターネット市場への影響については、今後注視が必要である。</p> <p>また、ADSLと異なり、ケーブルインターネットは放送サービスとのバンドルによる優位性・独立性があるが、高品質・多チャンネルの映像伝送サービスを利用可能なFTTHへのマイグレーションの進展が、ケーブルインターネットに競争上の影響をもたらす可能性があり、IPマルチキャスト等の映像伝送サービスの普及動向に注目することが今後必要である。さらに、OABJ-IP電話を加えたトリプルプレイサービスの動向に関しても注視が必要である。</p> <p>さらに、HFCやDOCSIS3.0などケーブルインターネットの高速化が進展しており、そうしたサービスはユーザーにとってFTTHと一定程度代替的である可能性がある。今後は、高速なケーブルインターネットとFTTHについて特に着目した分析を加えることも考慮すべきである。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速ケーブルインターネットとFTTHについて、特に着目した分析を加えるとの取り組みに賛同いたします。</li> <li>・現実に、西日本エリアにおいては、各地においてCATV事業者殿との熾烈な競争を展開しており、FTTH及びCATV市場を合わせて見ると、6県（三重県、富山県、福井県、佐賀県、長崎県、宮崎県）において、主にCATV事業者殿との競争により当社のシェアが50%を下回っており、とりわけ2県（三重県、富山県）ではCATV事業者殿が当社シェアを上回っております。【別添】</li> <li>・こうした各府県域におけるシェアの状況、ケーブルテレビ事業者と通信事業者との業務提携の動向、トリプルプレイを志向するマーケットの状況を勘案すれば、市場画定そのものにおいても、FTTH市場、CATV市場を別個の部分市場と捉えるのではなく、両市場を総合的に捉え、検討を深める必要があると考えます。</li> </ul>

法人向け ネットワ ークサー ビス	12～18	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>(2) インターネットVPNの利用動向</p> <p>前出の法人向けネットワークサービスに関するアンケート調査結果のうち、インターネットVPN等の利用率を示したのを見ると、全サンプルのうち6割弱の企業がインターネットVPNを利用しており、他の代表的なWANサービスであるIP-VPNや広域イーサネット等を上回る利用率がある。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市場支配力</p> <p>(略)</p> <p>②複数事業者による市場支配力</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTTグループの複数の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>a) 量的基準</p> <p>WANサービスにおける上位3社シェア（NTT東西、NTTコミュニケーションズ、KDDI）は10年3月末時点で74.6%、HHIが2173と寡占的な状態にある。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 今後の注視事項</p> <p>WANサービス市場において、NTTグループのシェアは高い水準を維持している。</p> <p>また、NTT東西の持つNTT加入電話の顧客情報を活用することで、NTT東西、NTTコミュニケーションズが競争事業者に対してWANサービスの利用者獲得において優位に立つ等、総合的な事業能力が発揮される可能性もある。</p> <p>これらを考慮し、NGNを活用したWANサービスの提供状況、NTTグループの協調による市場支配力の保有・行使の可能性等について、引き続き注視する必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・近年、SaaS型サービス、クラウドコンピューティングが進展し、合わせてサービスの提供事業者は多様化し</p>
----------------------------	-------	--

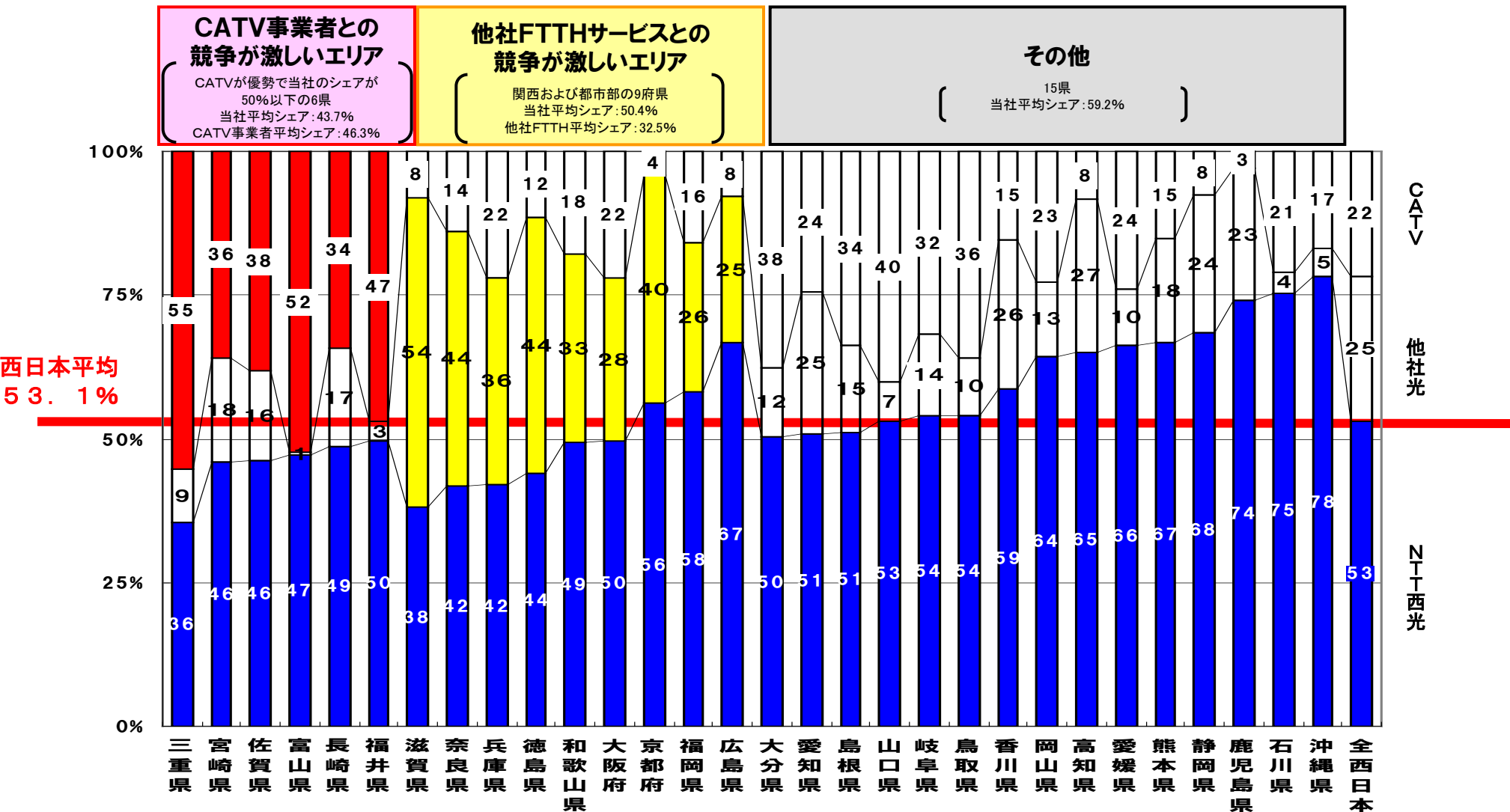
		<p>ており、また、「6割弱の企業がインターネットVPNを利用」とのアンケート結果等を踏まえると、インターネットVPNを除いたWANサービスのシェアの状況を以って支配力の存在を評価することは正確性を欠くおそれ大きいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価案においては、「NTT東西の持つNTT加入電話の顧客情報を活用することで」「利用者獲得において優位に立つ等」の可能性に言及し、NTTグループの協調による「市場支配力の保有・行使の可能性」等の予断をもって、NGNを活用したWANサービスの提供状況、NTTグループの協調による市場支配力の保有・行使の可能性等について注視することは評価の客観性・中立性の観点から適切ではないと考えます。</li> </ul>
法人向けネットワークサービス	23	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><b>【参考】</b> 接続専用線を除く専用サービスの契約数</p> <p>参考として、主として他の電気通信事業者の足回り回線として供される接続専用回線の契約数を除いた場合を見る。接続専用回線を除く専用サービスの契約数は、減少が続いており、09年3月末時点で約8万となり、専用回線全体の1割程度となる。</p> <p>これには、接続専用回線を除くことで、近年伸張の著しいIPルーティング網専用サービスが除かれることが影響している。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用サービスについては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①【図表Ⅳ－2 主力サービスの利用動向（P2）】でも明らかなように、近年、利用度が大幅に低下しており、法人向けネットワークサービス市場の競争全体に与える影響が小さくなっていること</li> <li>②企業通信における主たる役割を終えた状況にあり、急激に市場が縮小していること</li> </ul> </li> </ul> <p>を鑑み、また特定電気通信役務から指定電気通信役務への変更を踏まえるならば、敢えて競争評価で分析する意義に乏しいと考えます。</p>

# 【別添】FTTH&CATV市場のシェア〈西日本〉

FTTHとCATVを合わせた市場で見ると、30府県中12府県で当社シェアが50%を下回っており、健全な競争が展開されている。

●6県にてCATV事業者と熾烈な競争が展開(そのうち2県はCATV事業者が当社を上回る)

※当社シェアは、西日本エリアにおけるNTT西日本契約数÷(西日本エリアの総光契約数+CATV契約数)×100で算出



(出典:総務省公表値及び当社調べ H22.3末時点)